



Title	大阪府における児童虐待の現状と課題
Author(s)	神田, 眞知子
Citation	大阪公衆衛生. 2011, 82, p. 3-4
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83374
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

大阪府における児童虐待の現状と課題

大阪府中央子ども家庭センター所長
神田 眞知子

1. 法整備と虐待相談の推移

子どもの養育には、安全で安心に暮らせる環境、親を中心とする大人との愛着関係の形成、子どもの意思や特性に配慮しながらの自立への支援が重要である。しかし、子どもの養育環境は悪化しており、子ども家庭センターにおける児童虐待の相談件数は増加傾向が続き、2009年度は3,270件、2010年度は重篤な事件やテレビ啓発の影響もあり4,000件を超える大幅な増加が見込まれる。

また、児童福祉法改正により児童虐待の通告受理機関となった府内41市町村の2009年度虐待相談の件数は6,471件に上っており、合わせると府内で1万件近い虐待相談があったこととなる。府及び市町村等では、子どもを虐待から守り家族を支援するために懸命に取り組んでいるが、重篤な虐待事件は後を絶たない。

虐待防止法は2回の改正を経て、虐待の定義の拡大や家庭への立入調査を超える臨検捜

索の権限を児童相談所に新たに付与するなど、子どもの生命・安全の確保にさらにシフトした内容になっている。府においては、2010年12月、子どもを虐待から守り心豊かに育つ環境づくりのため、地域の力を結集することをめざし、「大阪府子どもを虐待から守る条例」が成立しており、児童虐待への対応は新たな局面を迎えている。

2. 重篤な虐待事案から見える課題

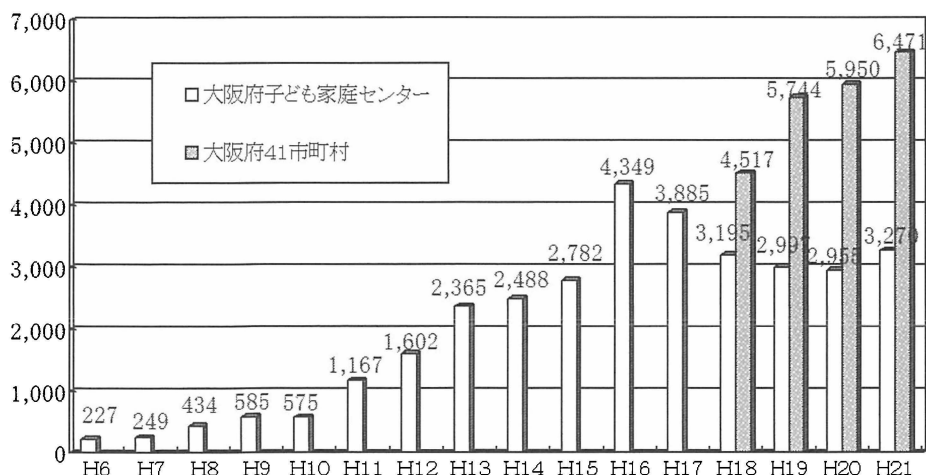
2010年に府内で続発した虐待による乳幼児の死亡事案の特徴からは、「経済的困窮やひとり親家庭など生活基盤の弱い家庭の増加」「援助がなく孤立する子育て家庭の増加」「保護者のSOSがなく、乳幼児健診や訪問での虐待の発見が困難」などの課題が浮き彫りになっている。

早期発見についても「府民や関係機関からの通告のためらい」や「地域のネットワークの

機能の不足」が課題として導き出され、虐待防止には行政のみならず社会全体の取組みが不可欠になっている。

また、2010年の幼児死亡事案の検証結果報告からは、今後の取組について「医療機関からの情報のアセスメント」や「要保護児童対策地域協議会の充実強化」、「要

大阪府子ども家庭センターと大阪府41市町村における虐待相談対応件数の推移



支援事例へのスーパーバイズ体制の強化」「府民への広報啓発」などが提言され、具体化を進めているところである。

3. 積極的な広報啓発と 24 時間 365 日 対応体制の強化

虐待の早期発見と深刻化の予防には、府民全体が正しい理解を深め、地域の子どもに関心をもって見守り、虐待が疑われる場合にはためらわず通告することが重要である。府では、従来のちらし配布や街頭キャンペーンに加えて、2010 年 8 月と 11 月に初めてテレビ CM での虐待防止広報を行った。

テレビ広報の影響は大きく、通告件数は昨年の 1.5 倍の増加傾向を示している。虐待通告に 24 時間 365 日切れ目のない対応ができるよう、2006 年から夜間休日の通告電話窓口を設置したが、夜間休日の通告電話件数も昨年度の 2 倍に増えている。

増加する虐待通告に 24 時間 365 日、迅速にかつ的確に対応していくため、子ども家庭センターの体制整備と、市町村及び関係機関との連携強化を一層進めていく必要がある。

4. 市町村、関係機関との連携強化

子どもを虐待から守るためには、地域で公民の機関がきめ細かいネットワークを構築して役割を分担しながら家族を支え続けていくことが何より重要である。府では全国に先駆けて各市町村単位で虐待防止ネットワーク会議が設置されてきており、法的に位置づけされた「要保護児童対策地域協議会」は市町村が事務局を担い府内全域に設置されている。協議会では機関の実務者が、事案のリスクアセスメントを共有し、定期的に全対象児童の進捗管理を行うなど、その役割は極めて大きい。

協議会の対象も要保護児童に加えて、要支援児童・特定妊婦へと拡大しており、虐待事案のきめ細かい支援をはじめ、虐待の早期発見や予防について、協議会の一層の充実が望まれる。

5. 民間との協働による保護者支援 ～家族の再統合を目指して～

虐待対応は近年、通告への対応や緊急保護など子どもの安全確保を最優先した対応を強化してきたが、同時に保護者や家族の抱える多様な課題を明らかにし、家族トータルな支援を行う、家族再統合を進める取組みが不可欠である。府では、2007 年から「すこやか家族再生応援事業」のなかで、NPO 法人や大学とタイアップして、虐待の再発防止から家族再統合を支援することを目的に複数のプログラムを実施した。2010 年度は、保護者支援の二つのプログラム（MY TREE ペアレントプログラム・CRC 親子プログラム）、また大学とタイアップした父親支援のための「男親塾」を大阪市や堺市とも共同で実施している。これらのプログラムは子ども家庭センターの直接実施にこだわることなく、民間活力の活用連携により、家族全体への支援型アプローチを丁寧に進めていくことで効果をあげており、子ども家庭センターのスキルアップも含めて、虐待対応の充実を図るものである。

6. 子どもの生活を支える社会的養護体制

虐待を受けた子どもたちは在宅での安心な生活が困難な場合、一時保護を経て児童福祉施設や里親家庭で生活を送ることになる。2010 年 12 月現在、約 1700 人の子どもたちが施設や里親家庭で生活しており、その約 6 割は被虐待経験がある。近年、虐待相談の増加により一時保護所は常時満床状態であり、また施設も満床に近い状態が常態化しており、子どもの生活場所の確保は大きな課題となっている。府では、2010 年 3 月に「大阪府社会的養護体制の整備計画」を策定し、目標数値を定めて家庭的養護の推進や子どもの自立支援策の強化など、社会的養護体制の質と量の充実強化を目指している。また、国においても児童虐待の増加を踏まえ、全国に広がった「伊達直人」活動など社会的養護への関心の高まりを機に、37 年ぶりに児童養護施設職員の配置や居室面積などの見直しに着手している。